

指定介護老人福祉施設

特別養護老人ホーム長生園
運 営 規 程

社会福祉法人 長生会

指定介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム長生園 運営規程

第1章 事業の目的及び運営の方針

（事業目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人長生会が設置経営する指定介護老人福祉施設「特別養護老人ホーム長生園」（以下「施設」という。）の運営及び利用について必要な事項を定め、施設の円滑な運営を図ることを目的とする。

（運営方針）

- 第2条 施設は、施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入居者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指す。
- 2 施設は、入居者の意思及び人格を尊重し、各ユニットにおいて入居者が相互に良好な関係を築くことができるよう、常に入居者その者の立場に立って指定介護福祉施設サービスの提供に努める。
- 3 施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村等保険者（以下「保険者」という。）、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
- 4 施設は、適切な入居者へのサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。

第2章 職員の職種、数及び職務の内容

（職員の区分及び定数）

第3条 指定介護老人福祉施設の事業の遂行のため次の職員を置く。

- | | |
|----------------|-------------|
| (1) 管理者（施設長） | 1 名 |
| (2) 生活相談員 | 1 名 |
| (3) ユニットリーダー | 7 名(介護職員の内) |
| (4) 介護職員 | 21 名以上 |
| (5) 看護職員 | 3 名以上 |
| (6) 機能訓練指導員 | 1 名以上 |
| (7) 介護支援専門員 | 1 名以上 |
| (8) 医師（嘱託医） | 1 名 |
| (9) 管理栄養士又は栄養士 | 1 名以上 |
- 2 前項に定める者の他、必要がある場合は定数を超え又はその他の職員を置くことができる。

（職 務）

第4条 職員の職務分掌は次のとおりとする。

(1) 管理者（施設長）

施設の業務を統括する。施設長に事故あるときは、あらかじめ理事長が定めた職員が管理者（施設長）の職務を代行する。

(2) 生活相談員

入居者の入退居手続き、生活相談、処遇の企画立案、実施及び苦情相談に関すること。

(3) ユニットリーダー

各ユニットにおけるグループケアのマネジメントに関すること。

(4) 介護職員

入居者の日常生活の介護、相談及び援助業務に関すること。

(5) 看護職員

医師の診療補助及び医師の指示を受けて入居者の看護、施設の保健衛生業務に関すること。

(6) 機能訓練指導員

入居者の日常生活動作の減退防止や、回復のための訓練に関すること。

(7) 介護支援専門員

要介護者又は要支援者からの相談に応じ、その心身の状況等に応じ適切な居宅サービス又は、施設サービスを利用できるよう保険者、居宅サービス事業を行う者、介護保険施設等との連絡調整に従事するとともに、入居者の生活相談及び処遇の企画立案、実施に関すること。

(8) 医師(嘱託医)

入居者の診療及び施設の保健衛生の管理指導に関すること。

(9) 管理栄養士及び栄養士

入居者に対する献立作成、栄養管理、栄養ケアマネジメント計画の作成、療養食の提供、調理員の指導、給食管理業務等に関すること。

第3章 指定介護福祉施設サービスの定員

（入居定員）

第5条 施設の入居定員は70名とする。（ユニット型個室70室）

2 ユニット数は7ユニットとし、ユニットごとの入居定員は10名とする。

3 施設は、災害その他やむを得ない事情がある場合を除き、入居定員及び居室の定員を超えて入居させないものとする。

第4章 指定介護福祉施設サービスの内容及び利用料

（施設サービスの内容）

第6条 施設サービスの内容は、入居者その者が介護認定審査会において審査された要介護認定により作成された介護サービス計画に基づいて施設サービスを提供する。

（サービス内容及び手続きの説明及び同意）

第7条 施設は、指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ入居申込者又はその家族等に対し、運営規程の概要、職員の勤務の体制、その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について入居申込者の同意を得るものとする。

（受給資格等の確認）

第8条 施設は、指定介護福祉施設サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

2 施設は、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護福祉施設サービスの提供に努める。

（負担割合証の確認）

第9条 前条の規定による入居申込書を受理するに当たっては、入居申込者の利用料に関し、負担割合証の提示を求め、負担割合及び有効期限を確かめるものとする。ただし、第11条に規定する利用者については、この限りでない。

2 施設は、利用者又はその家族に対し、負担割合証に記載された利用者負担の割合等が変更されたときは、遅滞なく、新たな負担割合証の提示がなされるようあらかじめ同意を得るものとする。

（入退居）

第10条 施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者に対し、指定介護福祉施設サービスを提供するものとする。

2 施設は、正当な理由なく指定介護福祉施設サービスの提供を拒んではならない。

3 施設は、入居申込者の数が入居定員から入居者の数を差し引いた数を超えている場合には、介護の必要な程度及び家族等の状況を勘案し、指定介護福祉サービスを受ける必要性が高いと認められる入居申込者を優先的に入居させるよう努めなければならない。

4 施設は、入居申込者が入院治療を必要とする場合、その他入居申込者に対し自ら適切な便宜を供与することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保険施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講じるものとする。

5 施設は、入居申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、病歴等の把握に努める。

6 施設は、入居者について、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかを検討する。

7 前項の検討に当たっては、施設長、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等の職員の間で協議する。

8 施設は、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができることと認められる入居者に対し、その者及び家族等の希望、その者が退居後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退居のために必要な援助を行うものとする。

9 施設は、入居者の退居に際しては、居宅介護支援事業者等に対する情報の提供その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

（要介護認定の申請に係る援助）

第11条 施設は、入居の際に要介護認定を受けていない入居申込者について、要介護認定の申請が

既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合には、入居申込者の意思を踏まえ、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。

- 2 施設は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入居者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行う。

（入退居の記録の記載）

第12条 施設は、入居に際しては入居の年月日並びに入居している介護保険施設の種類及び名称を、退居に際しては退居の年月日を、当該者の被保険者証に記載するものとする。

（保険給付の請求のための証明書の交付）

第13条 施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護福祉施設サービスに係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定介護福祉施設サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入居者に対して交付するものとする。

（施設サービス計画の作成）

第14条 施設長は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

- 2 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という。）は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入居者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入居者が現に抱える問題点を明らかにし、入居者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握するものとする。
- 3 計画担当介護支援専門員は、入居者及びその家族等の希望、入居者について把握された解決すべき課題に基づき、当該入居者に対する指定介護福祉施設サービスの目標及びその達成時期、指定介護福祉施設サービスの内容、指定介護福祉施設サービスを提供する上で留意すべき事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成する。
- 4 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案について、入居者及びその家族等に対して説明をして、同意を得るものとする。
- 5 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画作成後においても、指定介護福祉施設サービスの提供に当たる他の職員との連絡を継続的に行うことにより、施設サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、入居者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行う。

（指定介護福祉施設サービスの取扱方針）

第15条 施設サービスは、入居者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自立的な日常生活を営むことができるようにするため、入居者へのサービスの提供に関する計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行う。

- 2 施設は、入居者の意思及び人格を尊重し、各ユニットにおいて入居者が相互に良好な関係を築くことができるよう、常に入居者の立場に立って指定介護福祉施設サービスの提供に努める。
- 3 施設サービスは、入居者のプライバシーの確保に配慮して行うものとする。
- 4 施設サービスは、入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行うもの

とする。

- 5 従業者は、施設サービスの提供に当たって、入居者又はその家族等に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明するものとする。
- 6 入居者の被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮した指定介護福祉施設サービスを提供するものとする。
- 7 施設サービスの提供に当たっては、入居者の人権に十分配慮し、心身的虐待行為の禁止は勿論のこと、入居者の生命又は身体を保護する為に緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等入居者の行動を制限する行為を行ってはならない。また、入居者の人権、社会的身分、門地、宗教、思想、信条等によって差別的又は優先的取扱を行ってはならない。
- 8 施設は、前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- 9 施設は、自らその提供するサービスの質について評価を行い、常にその改善を図るものとする。

（介 護）

第16条 介護は、入居者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入居者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって行うものとする。

- 2 施設は、1週間に2回以上、適切な方法により、入居者を入浴させ、又は清拭を行う。
- 3 施設は、入居者に対し、その心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行う。
- 4 施設は、オムツを使用せざるを得ない入居者のオムツは適切に随時取り替えるものとする。
- 5 施設は、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備する。
- 6 施設は、入居者に対し、前各項に規定するもののほか、離床、着替え、整容等の介護を適切に行う。
- 7 施設は、各ユニット常時1人以上の常勤の介護職員を介護に従事させるものとする。
- 8 施設は、入居者の負担により、当該指定介護老人福祉施設の職員以外の者による介護を受けさせることはできない。

（看取り介護）

第17条 施設は、看取りに関する指針を定め、入居の際に入居者及び家族等に対し、指針の内容を説明し、同意を得るものとする。

- 2 指針に基づき、施設従事者に看取りに関する研修を行うものとする。

（食事の提供）

第18条 入居者の食事は、栄養並びに入居者の身体の状況及び嗜好を考慮し適切な時間に提供する。

食事時間は、

朝 食 午前 8時00分から

昼 食 午後12時00分から

夕 食 午後 5時30分～6時00分から

ただし、季節、行事等により変更することがある。

- 2 食事の提供は、入居者の自立の支援に配慮して、可能な限り、離床してユニット食堂で行うよう努める。

（相談・援助）

第19条 施設は、常に入居者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者又はその家族等に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

（社会生活上の便宜の提供等）

第20条 施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜入居者のためのレクリエーション行事を行う。

- 2 施設は、入居者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、その者又はその家族等において行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行うものとする。
- 3 施設は、常に入居者の家族等との連携を図るとともに、入居者とその家族等との交流等の機会を確保するよう努める。
- 4 施設は、入居者の外出の機会を確保するよう努める。

（機能訓練）

第21条 施設は、入居者に対し、その心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

（栄養管理）

第22条 施設は、入居者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入居者の状態に応じた栄養管理を計画的に行う。

（口腔衛生の管理）

第23条 施設は、入居者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入居者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行う。

（健康管理）

第24条 施設の医師(嘱託医)又は看護職員は、常に入居者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとるものとする。

- 2 施設の医師(嘱託医)は、その行った健康管理に関し、入居者の健康手帳に必要な事項を記載するものとする。ただし、健康手帳を有しない者についてはこの限りでない。

（入居者の入院期間中の取扱い）

第25条 施設は、入居者について、病院又は診療所に入院の必要が生じた場合であって、入院後概ね3ヶ月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者及びその家族等の希望などを勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該指定介護老人福祉施設に入居することができるものとする。

（入居者に関する保険者への通知）

第26条 施設は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく意見を付してその旨を保険者に通知するものとする。

- (1) 正当な理由なしに指定介護福祉施設サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- (2) 偽りその他の不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

（勤務体制の確保等）

第27条 施設は、入居者に適切な指定介護福祉施設サービスを提供できるよう、職員の勤務の体制を定める。

- 2 施設は、当該指定介護老人福祉施設の職員によって指定介護福祉施設サービスを提供する。ただし、入居者の処遇に直接影響を及ぼさない業務についてはこの限りでない。
- 3 施設は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保する。また、介護に直接携わる職員のうち、資格を有さない職員については、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させる。

（サービスの費用及び利用料等の受領）

第28条 施設が、法定代理受領サービスに該当する指定介護福祉施設サービスを提供した場合の利用料の額は、介護保険法による介護報酬の告示上の額とし、入居者が負担する利用料は、市町村が要介護被保険者に対し交付する利用者負担の割合を記載した証（以下「負担割合証」という。）に基づき、要介護認定を受けた要介護度による施設サービス提供の上限の額の1割、2割又は3割の額とする。

- 2 施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護福祉施設サービスを提供した場合に入居者から支払を受ける利用料の額と介護報酬告示上の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 3 施設は前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払いを入居者から受けることができる。
 - (1) 入居者が利用する居室に係る居住費（光熱水費相当額） 別表1に掲げる額
 - (2) 入居者に提供する食事の食材料費及び調理費相当額 別表1に掲げる額
 - (3) 入居者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用 実費
 - (4) 理美容代 実費
 - (5) その他、指定介護福祉施設サービスにおいて供与される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入居者に負担させることが適当と認められるもの。
 - (6) 施設は、前各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ入居者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、入居者の同意を得なければならない。
- 4 法定代理受領サービスでない指定介護福祉施設サービスの利用料並びに、第1項の施設サービス提供の上限を超えるサービスを提供した場合、その上限を超えるサービスは全額自己負担とする。

第5章 施設の利用に当たっての留意事項

（施設の利用に当たっての留意事項等）

第29条 施設の入居者並びにその家族等は、次の各号に掲げる事項を守り、相互の親睦と融和に努めなければならない。

- (1) 火気の使用は一切禁止するものとし、施設並びに敷地内は禁煙とする。
- (2) 建物、備品その他の器具を破損し、又は持ち出さないこと。
- (3) 喧嘩、口論又は暴力行為等、他人の迷惑になることをしないこと。
- (4) 施設のサービス提供職員（介護職員等）に対するハラスメント行為を行わないこと。
- (5) サービス提供の職員の個人情報の提供を求める場合や写真の撮影、SNS等への投稿などは、

必ず本人の同意を得た上で行う。

2 施設長は、入居者並びにその家族等が次の各号に該当すると認めるときは、当該入居者の市町村に対し、所定の手続きにより、サービス提供の中止等の措置を行うものとする。

- (1) 施設の秩序を乱す行為をしたとき。
- (2) 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。
- (3) 前項第4号に掲げる行為が再三にわたり行われたとき。
- (4) その他、故意にこの規定等に違反したとき。

第6章 緊急時における対応方法

（緊急時等の対応）

第30条 施設は、現に指定介護福祉施設サービスの提供を行っているときに入居者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医師(嘱託医)又はあらかじめ施設が定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な措置を講じるものとする。

（事故発生時の対応）

第31条 入居者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに保険者、入居者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じるものとする。

- 2 入居者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。
- 3 施設は、上記各項を適切に実施するため安全管理責任者を設置する。

第7章 非常災害対策

（非常災害等対策）

第32条 施設は、非常災害に備えて避難、救出その他必要な訓練を年2回実施する。感染症の発生や万一災害等に被災した場合でも、指定介護福祉施設サービスが継続して提供できるよう業務継続計画(BCP)を作成の上、施設従事者の研修会や訓練(シミュレーション)などを実施して体制の整備に努める。

- 2 施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

第8章 虐待防止

（虐待防止に関する事項）

第33条 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、施設従事者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。

- (3) 施設従事者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 施設は、サービス提供中に、施設従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

第9章 その他の運営に関する事項

（定員の遵守）

第34条 施設は入居定員及び居室の定員を超過して入居させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合はこの限りでない。

（衛生管理等）

- 第35条 施設は、入居者の使用する食器やその他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。
- 2 施設は感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
- (1) 施設は、感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
 - (2) 施設は、感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
 - (3) 施設は、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

（協力病院等）

第36条 施設は、入院治療や専門的医療を必要とする入居者のために、医療法人幸善会前田病院を協力病院とし、上田歯科医院、世戸医院(眼科)を協力医療機関とする。

（掲 示）

第37条 施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力病院等、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

（個人情報等の秘密保持）

- 第38条 施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 2 施設の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じるものとする。
 - 3 施設は、居宅介護支援事業者等に対して、入居者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入居者又はその家族の同意を得るものとする。
 - 4 その他、利用者の個人情報等の取扱いについては、別途規定を定める。

（居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止）

第39条 施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に当該指定介護福祉施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該指定介護老人福祉施設からの退居者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

（苦情処理）

第40条 施設は、その提供した指定介護福祉施設サービスに関する入居者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する。

2 施設は、その提供した指定介護老人福祉施設サービスに関し、保険者が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該保険者の職員からの質問若しくは照会に応じ、入居者からの苦情に関して保険者が行う調査に協力するとともに、保険者から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

3 施設は、その提供した指定介護福祉施設サービスに関する入居者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

（身体拘束に関する事項）

第41条 施設は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体的拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

2 施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

(3) 介護職員その他従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

（地域等との連携）

第42条 施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努める。

（会計の区分）

第43条 施設は、指定介護福祉施設サービスの事業の会計をその他の事業の会計と区分する。

（記録の整備）

第44条 施設は、職員、施設及び会計に関する諸記録を整備する。

2 施設は、入居者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

附 則

- 1, この規程は令和6年2月1日から施行する。
- 2, 令和3年10月1日施行の特別養護老人ホーム長生園運営規程は廃止する。